

託送供給約款の認可申請について

平成28年8月

東邦ガス株式会社

資料目次

1. 託送料金の認可申請について	p3	3. 託送料金原価の内訳	p24
申請の概要	p4	(1)比較査定対象ネットワーク費用	p25～27
【参考】託送料金算定フロー	p5	(2)修繕費	p28～29
2. 託送料金原価の概要	p6	(3)減価償却費	p30
(1)託送料金原価の概要	p7	(4)事業報酬	p31～32
(2)前提諸元	p8～9	(5)租税課金(含む事業税)	p33
【参考】中期経営計画(平成26～30年度)	p10	(6)その他経費等	p34
- ガス事業の広域展開	p11	4. 制度変更の反映	p35
- 安全・安心の確保	p12	(1)制度変更の概要等	p36
【参考】お客さま数・ガス販売量の推移	p13	(2)需給調整費	p37～39
【参考】設備投資額の推移	p14	【参考】当社の払出エリア	p40
【参考】設備投資額(再掲)	p15	(3)バイオガス調達費	p41
【参考】供給設備投資額の推移	p16	(4)需要調査・開拓費	p42
【参考】保安対策投資の概要	p17	【参考】需要開拓費算定の考え方	p43
【参考】経年対策の考え方	p18～19	【参考】託送原価の区分変更	p44
【参考】対策検討本支管の漏えい推移	p20	【参考】現行原価からの変動要因	p45
(3)経営効率化計画	p21	5. 託送料金体系	p46～47
【参考】競争発注の拡大	p22	【参考】小売料金と託送料金水準	p48
【参考】調達の効率化の考え方	p23	6. 託送料金単価表	p49～51

1. 託送料金の認可申請について

- 当社は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項の規定に従い、託送供給等約款の認可申請を経済産業大臣に行いました。
- 託送料金原価は、新たな託送料金算定省令(※)に基づき、算定しております。
- また、今回の申請では、現行の託送供給約款から、平成29年4月1日に実施される、ガス小売全面自由化に向けた、各種法令の改正等を反映しております。

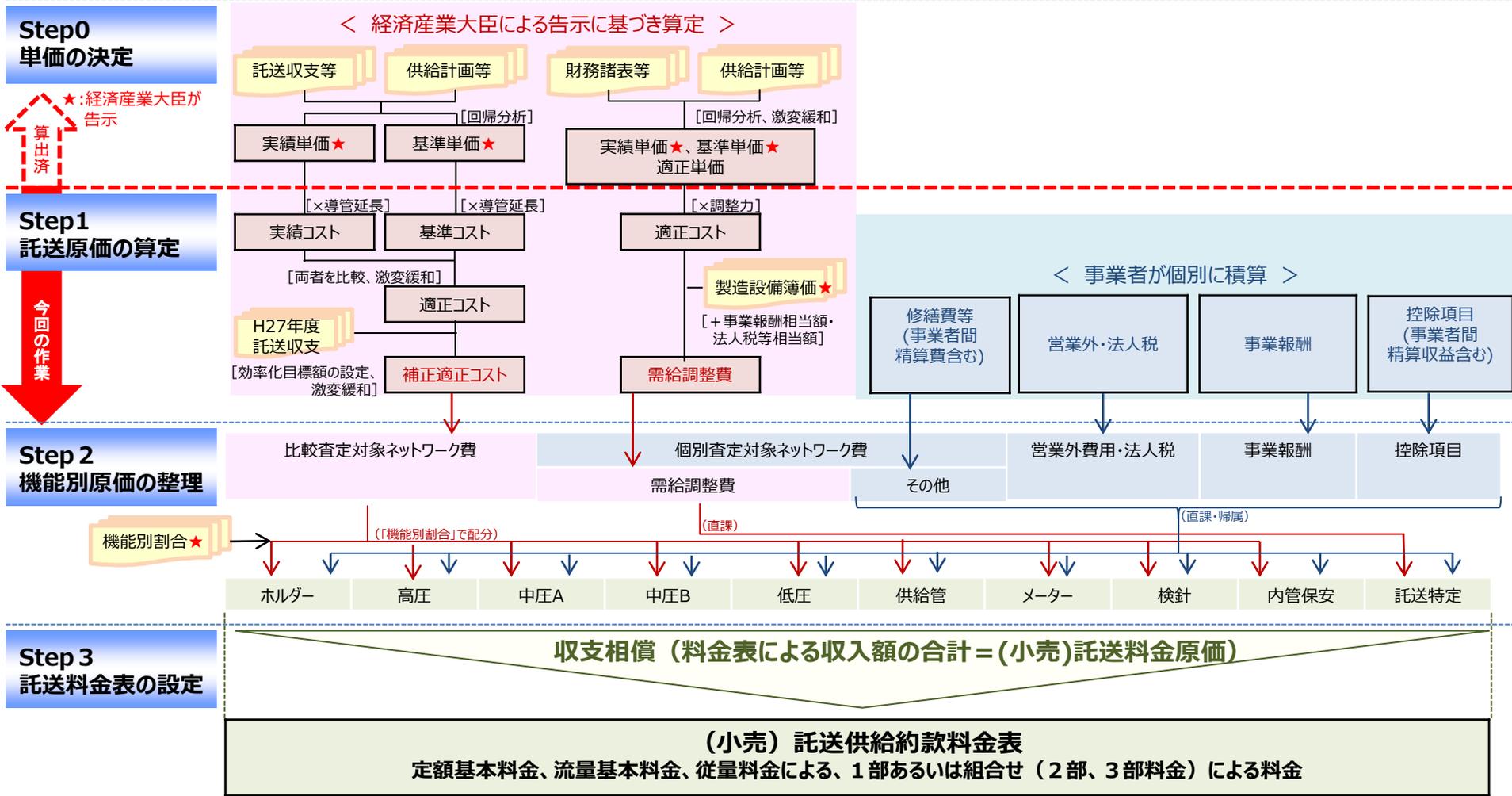
(※)「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令」

【主な見直し内容】

項目	内容
託送料金体系	・ガス小売全面自由化に伴い、家庭用のお客さまなどを対象とした、新たな託送料金を設定
制度変更に伴う託送料金へ算入する費用	・算定省令に基づき、需給調整やバイオガス調達に係るコストなどを託送原価へ算入
同時同量制度	・審議会における制度設計の内容を踏まえ、現行の同時同量制度の運用ルールを変更

【参考】託送料金算定フロー

● 今般の託送料金の原価等は、下記の手順で算定しております。



2. 託送料金原価の概要

(1) 託送料金原価の概要

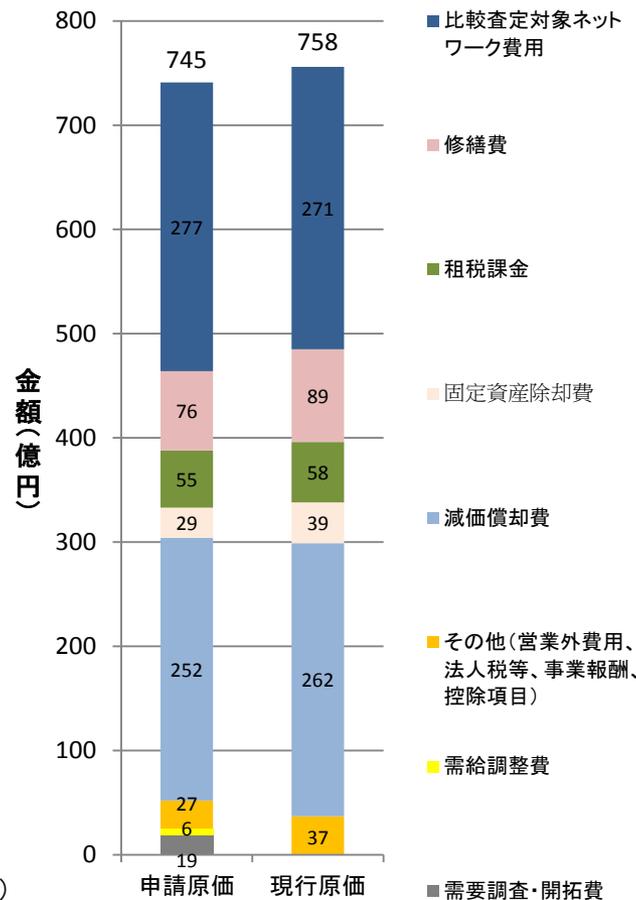
- 託送料金原価は、制度変更に伴う増加要因はありますが、現行原価からは▲13億円の減少となりました。

◆ 託送料金原価の内訳

(億円)

	申請原価(A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引(A-B)
比較査定対象ネットワーク費用 ①	277	271	+5
修繕費	76	89	▲13
租税課金	55	58	▲3
固定資産除却費	29	39	▲9
減価償却費	252	262	▲10
個別査定対象ネットワーク費用(従来ベース) ②	414	449	▲34
営業外費用	0	0	▲0
法人税等	13	12	+0
事業報酬	36	39	▲3
控除項目	▲22	▲15	▲7
その他 ③	27	37	▲10
小計 ④=①+②+③	719	758	▲39
需給調整費	6	-	+6
パイガス調達費	0	-	+0
需要調査・開拓費	19	-	+19
個別査定対象ネットワーク費用(制度変更に伴うもの)⑤	26	-	+26
合計 ⑥=④+⑤	745	758	▲13

現行原価との比較



(注)各項目の数値は切捨てのため合計および増減があわない場合がある(以降のページも同様)
申請原価および現行原価の金額は年平均(以降のページも同様)

(2) 前提諸元

- 託送料金原価は、原価算定期間を平成29～31年度の3年間とし、以下の前提諸元に
基づき算定しました。

◆ 需要量・事業報酬率

	申請原価(A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引 (A-B)
需要量 (億m ³ /年、45MJ)	37.7	38.3	▲0.6
事業報酬率 (%)	2.18	2.22	▲0.04pt

(注) 需要量は、平成28年度供給計画における供給区域需要量(卸供給を除く)等をもとに想定
事業報酬率は、経済産業大臣告示値の2.18%を適用

(2) 前提諸元

◆設備投資計画

(億円)

	申請原価				(参考) H18~27 実績平均	
	H29	H30	H31	H29~31 平均		
土地	2	1	1	1	3	
建物	9	4	1	5	7	
供給設備	その他機械装置	17	18	14	17	12
	輸送導管	13	30	36	26	22
	本支管	215	190	192	199	184
	供給管	11	11	11	11	11
	その他	1	3	0	2	4
計	260	255	255	257	234	
業務設備	5	6	2	4	5	
合計	278	267	260	268	250	

- 「東邦ガスグループビジョン（平成25年3月策定）」を実現し、持続的に成長するために、平成26年3月に「中期経営計画」を策定しました。

【コンセプト】

- 強いガス事業の構築：厳しい競争環境においても、お客さまから信頼され必要とされ続ける強いガス事業を構築する。
 - さらなる成長への挑戦：経営環境の変化によって拡大するビジネスチャンスをつえ、さらなる成長に向けた基盤を築く。
- 具体的には、以下の5つのアクションプランを掲げ、現在取り組んでいるところです。

【アクションプラン】

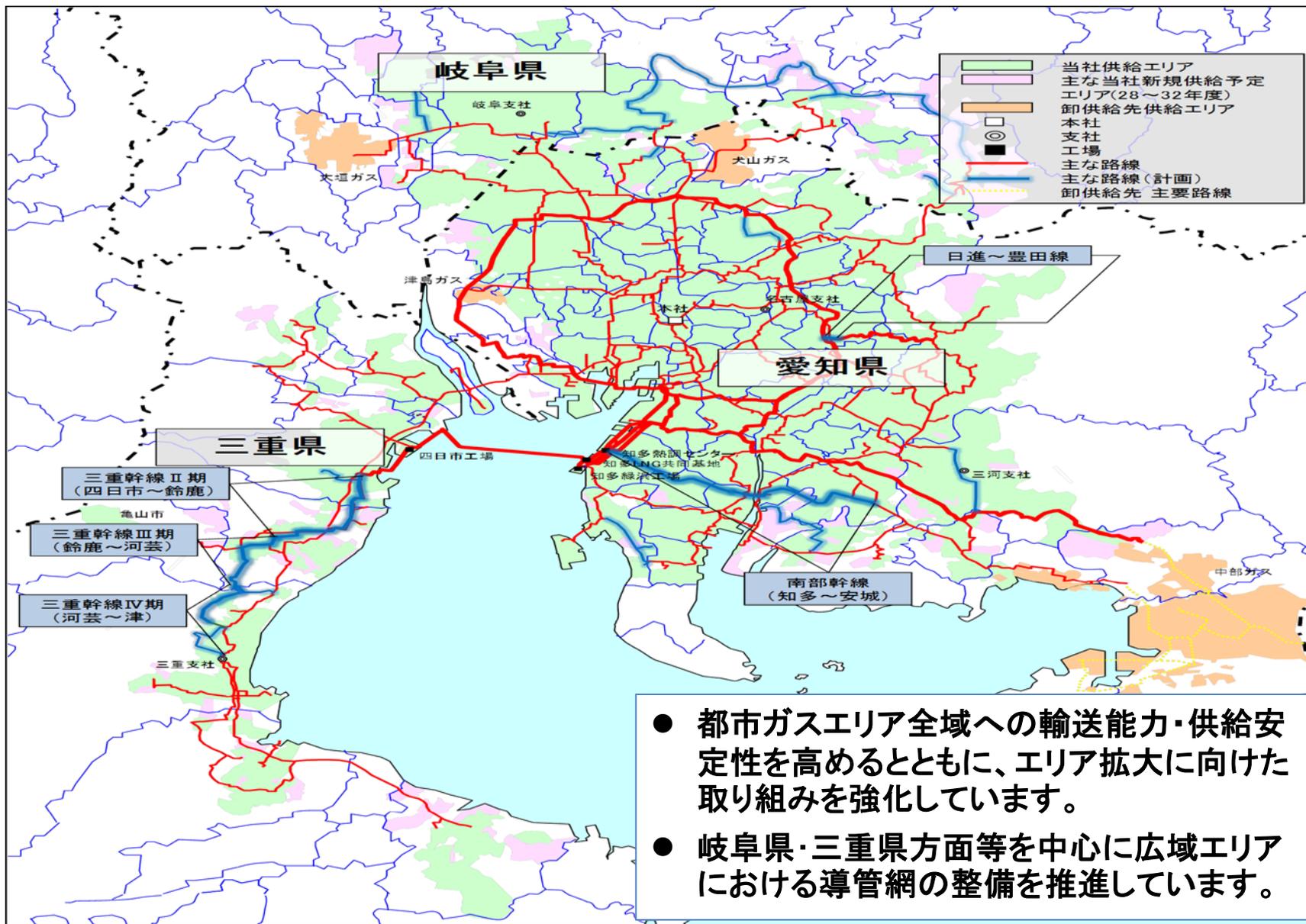
Action1 低廉なエネルギーの安定供給

Action2 お客さまとの関係深化

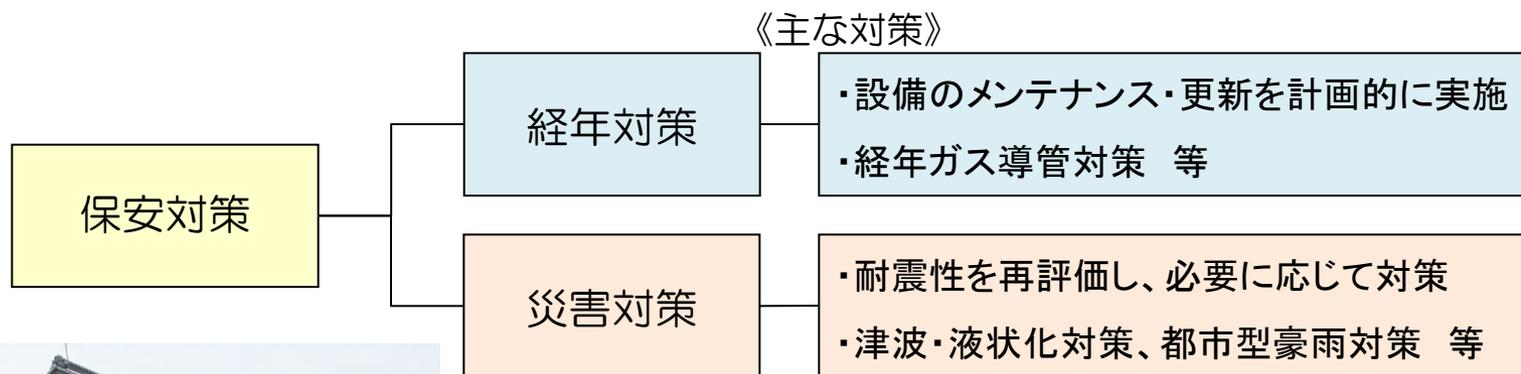
Action3 ガス事業の広域展開

Action4 事業領域の拡大

Action5 安全・安心の確保



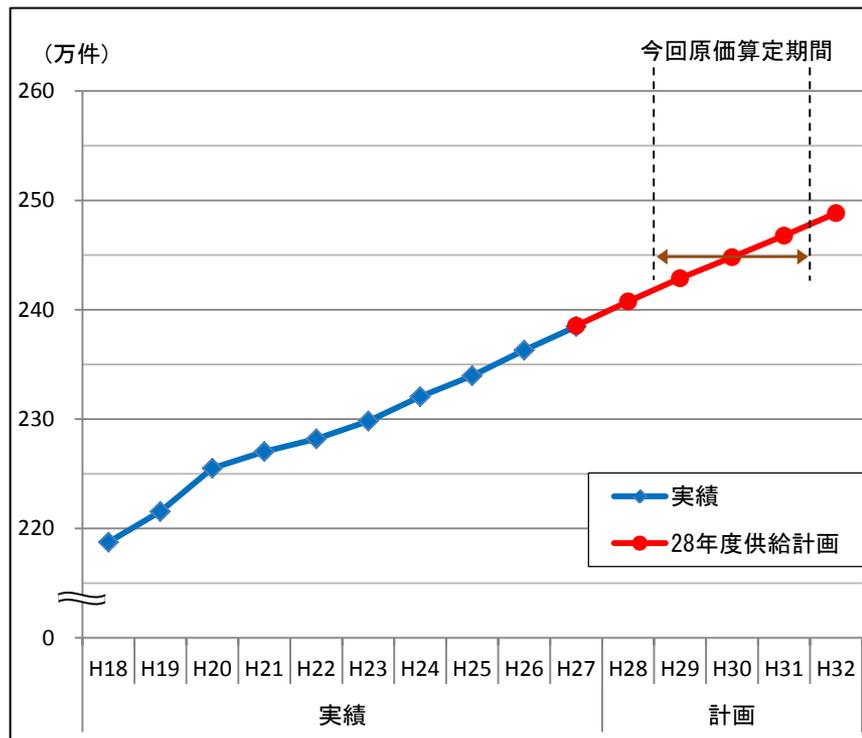
- 安全・安心の確保に向けて、保安対策は「経年対策」と「災害対策」の2つの視点で実施しています。
- 施策の優先順位に基づく経年設備の更新や、災害に備えた設備の対策等を実施しています。



【参考】お客さま数・ガス販売量の推移

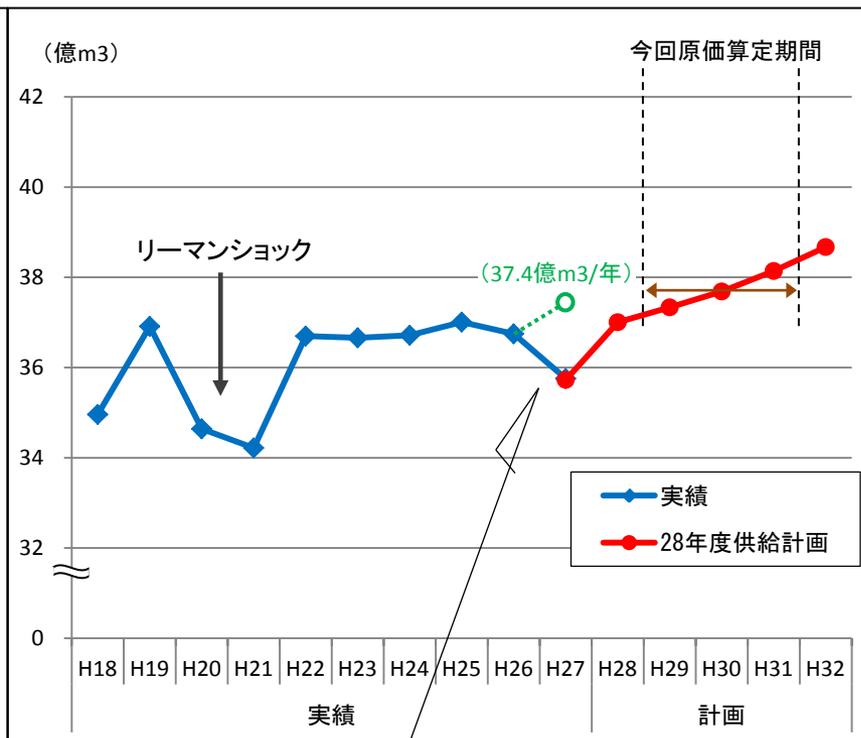
- お客さま数は、供給エリアの拡大も含め、都市ガスの普及拡大を推進し、増加させます。
- ガス販売量は、景気変動等の影響もあり年度により増減いたしますが、着実に新規需要開発を推進します。

◆お客さま数



(注)卸供給分を除く

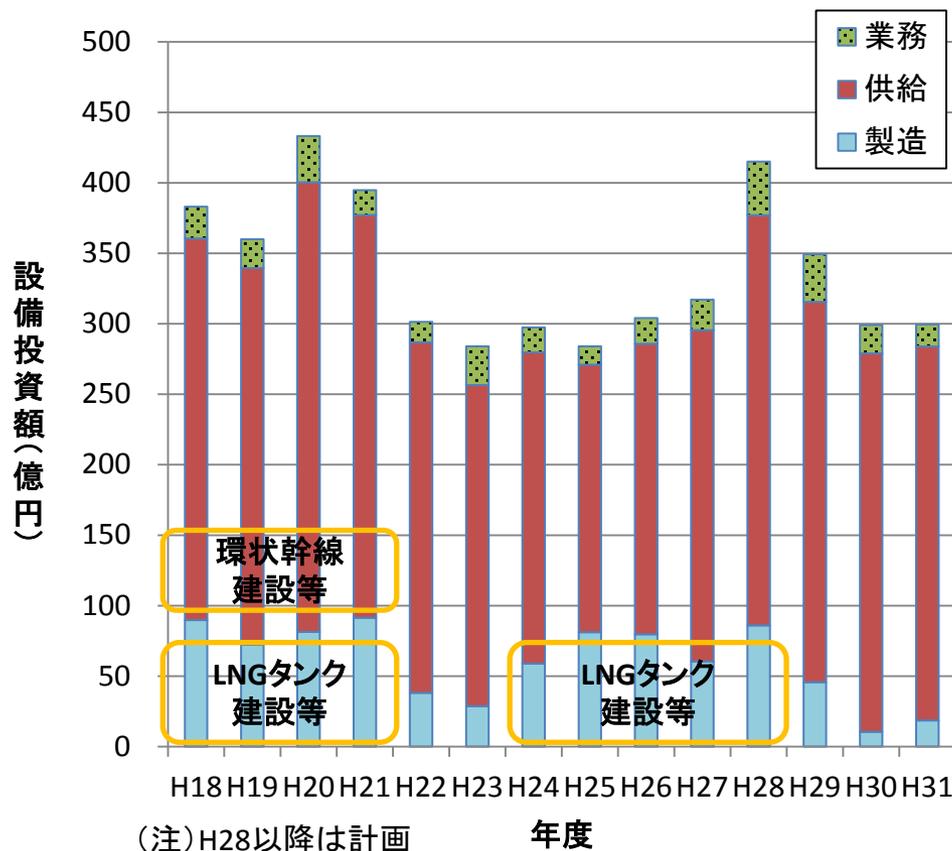
◆ガス販売量



※27年度は、計画時点で37.4億m3/年の販売量を見込んでいたものの、業務用販売量の減少や気温影響等により、前年を下回る35.7億m3/年の実績となった。

- LNGタンクや環状幹線の建設が重なる時期は一時的に投資水準が高くなりますが、中長期的には300～350億円程度の水準を維持しております。

設備投資額の推移



当社最大のLNG基地である知多緑浜工場において、3基目となる地下式LNGタンクを建設

【参考】設備投資計画(再掲)

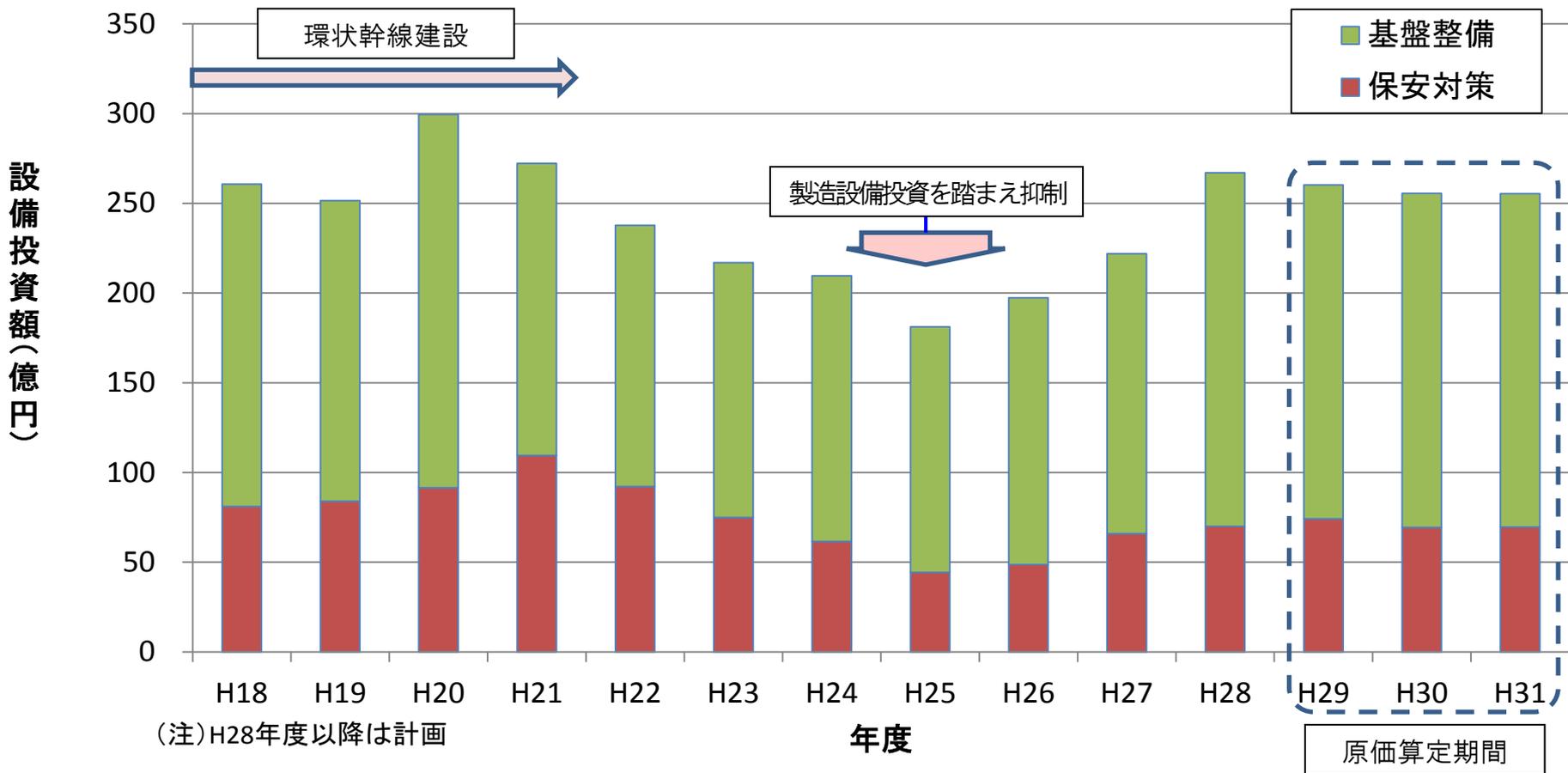
◆設備投資計画

(億円)

	申請原価				(参考) H18~27 実績平均	
	H29	H30	H31	H29~31 平均		
土地	2	1	1	1	3	
建物	9	4	1	5	7	
供給設備	その他機械装置	17	18	14	17	12
	輸送導管	13	30	36	26	22
	本支管	215	190	192	199	184
	供給管	11	11	11	11	11
	その他	1	3	0	2	4
	計	260	255	255	257	234
業務設備	5	6	2	4	5	
合計	278	267	260	268	250	

- 都市ガスの安定供給と保安の確保を図るため、計画的に設備形成・更新工事を実施しています。
- 今後も、導管網整備を着実に推進すると共に、経年設備の更新を計画的に実施してまいります。

供給設備投資額の推移



【参考】保安対策投資の概要

- 経年対策では、導管の経年劣化に伴うガス漏えいの予防対策を計画的に実施しています。
- 災害対策では、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への備えを計画的に実施しています。
- こうした対策に伴い、経年対策:34億円/年、災害対策:37億円/年、合計:71億円/年を計画しています。

◆保安設備投資の内訳

(億円)

	主な経年対策	申請原価 H29～31平均	対策内容	【参考】 過去実績 H18～27平均
経年 対策	中圧本管対策	21	○経年劣化による漏えい予防のため、 保安優先順位に基づく対策を計画的に 実施	—
	低圧本管対策	13		
	小計	34		
	災害対策	37	○耐震性を高める設備対策 ○二次災害を防止する緊急対策 ○ガス供給を早期再開する復旧対策	25
	合計	71	—	76

- 経年対策は、主に「漏えいガスの取替要請」「本支管維持管理対策ガイドライン」の経済産業省の方針等に基づき実施しています。
- 具体的には、ガスの種類毎の漏えい履歴等の情報から、対策の優先度評価を行い、優先順位の高いものから計画的に対策を実施していきます。

経年対策に対する経済産業省の方針

「ガス漏れ事故の再発防止について※」

※平成19年4月19日発出 平成19・04・19原院第2号

導管の改修について、適切な優先順位に基づいた改修計画を定め、これを早期に実施すること。

「漏えいガスの取替要請※」

※平成25年12月25日発出 20131220商局第1号

漏えい検査により漏えいが見つかったガス管については、計画的な取替えを行うこと。

「本支管維持管理対策ガイドライン※」

※昭和60年11月資源エネルギー庁発出(平成20年改定)

対策は、故障の発生確率※1と危害の大きさ※2の組合せで優先順位付けを行い、計画的に実施する旨記載。※1)埋設年、故障履歴等、※2)圧力等

経済産業省の方針を踏まえた、弊社における経年対策の計画策定プロセス

①漏えい履歴、圧力、埋設環境等を踏まえ、故障の発生確率と危害の大きさの組合せで優先順位付け

②優先順位の高い物から対策を計画

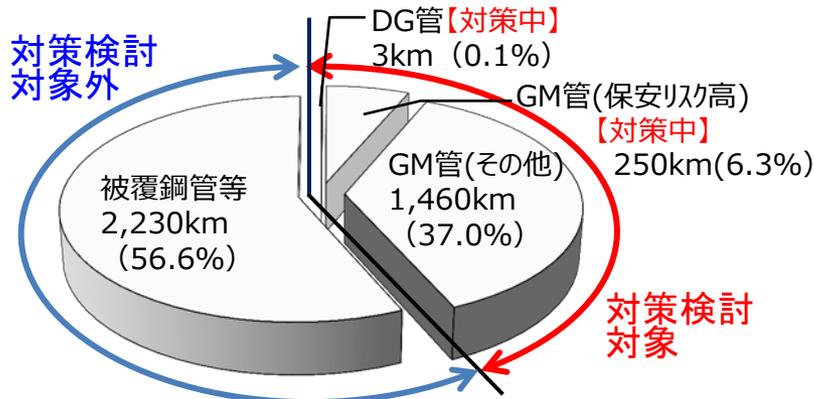
③計画に従い、対策を着実に実行

④効果検証

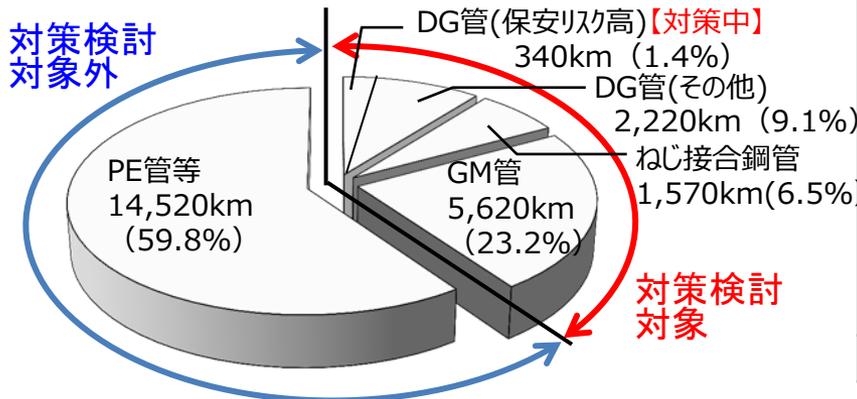
【参考】経年対策の考え方

- 経年対策の優先順位は、漏えい発生確率と危害の大きさから以下のとおり評価し、対策を進めてきました。
 - ・優先順位①：中圧ねずみ鑄鉄管【H4対策完了】
 - ・優先順位②：低圧ねずみ鑄鉄管【H27対策完了】、中圧ガス型接合ダクタイル鑄鉄管（中圧DG管）【H29対策完了予定】
 - ・優先順位③：中圧機械的接合ダクタイル鑄鉄管（中圧GM管）、低圧ガス型接合ダクタイル鑄鉄管（低圧DG管）
- 現在、残存する中圧DG管の対策を進めるとともに、中圧GM管と低圧DG管については、保安リスクの高い箇所（単独・高負荷路線、繁華街地区路線等）に絞り込み対策を実施しています。

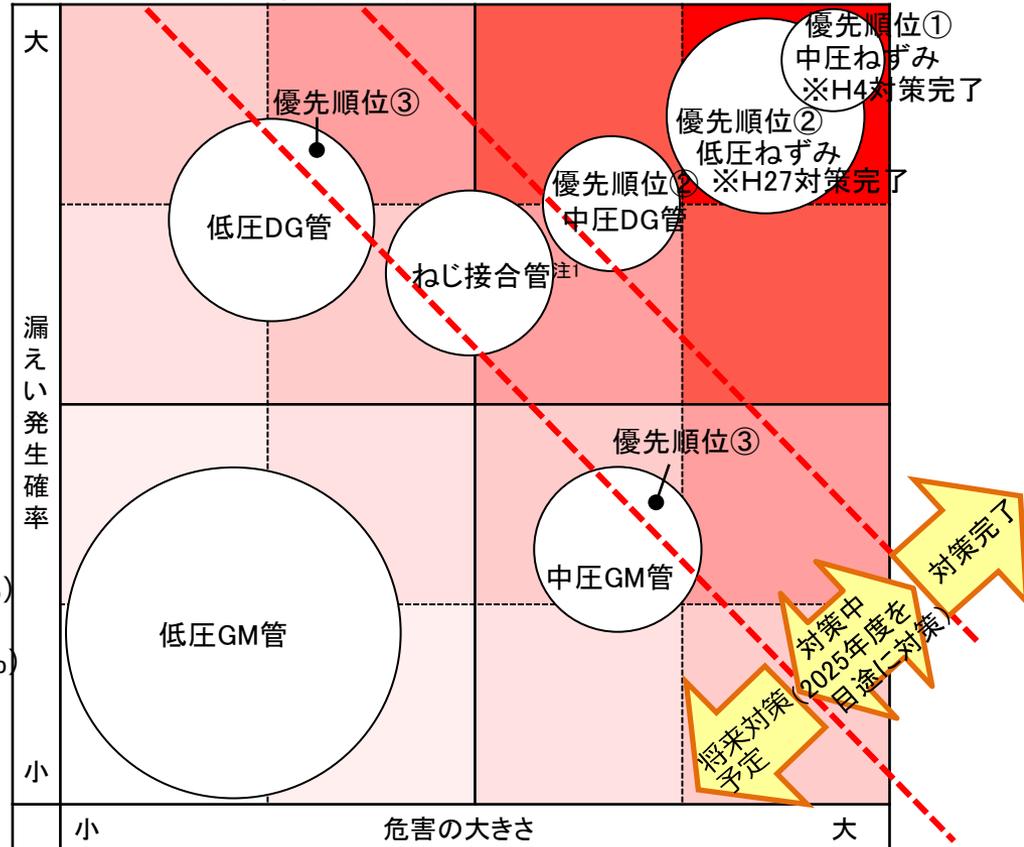
中圧本管の管種構成比率（H27年度末：約3,940km）



低圧本支管の管種構成比率（H27年度末：約24,270km）

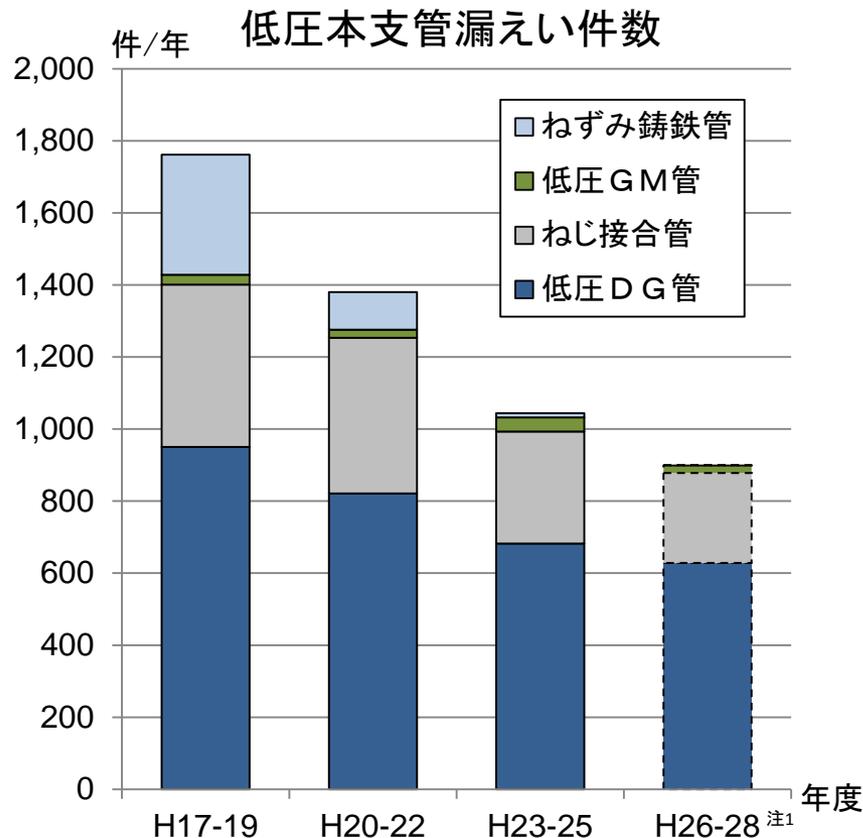
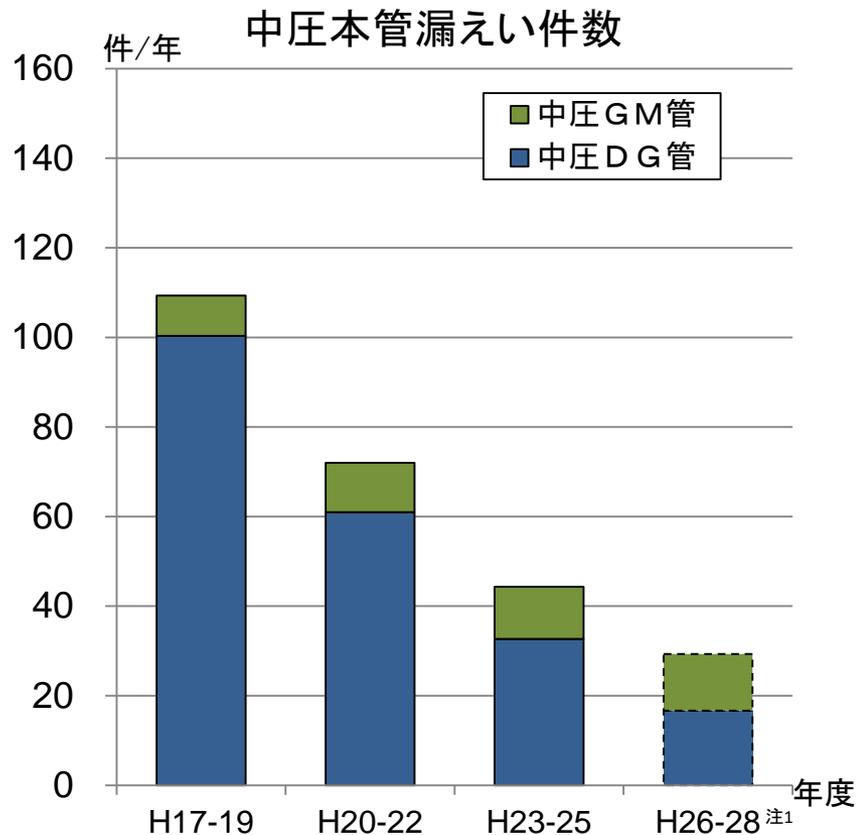


◆対策検討対象管のリスクマトリクス



【参考】対策検討本支管の漏えい推移

- 本支管からの漏えいは、経年対策の進展により、減少傾向にあります。



注1: H28年度は(4月-6月実績) × (12ヵ月/3ヵ月)

(3) 経営効率化計画 (キャッシュベース)

21

- 競争発注の拡大による資機材・役務調達の効率化等により、28年度供給計画時点で織り込んだ水準から、今回申請時に▲8億円／年の更なる経営効率化を織り込みました。

◆ 経営効率化の内訳

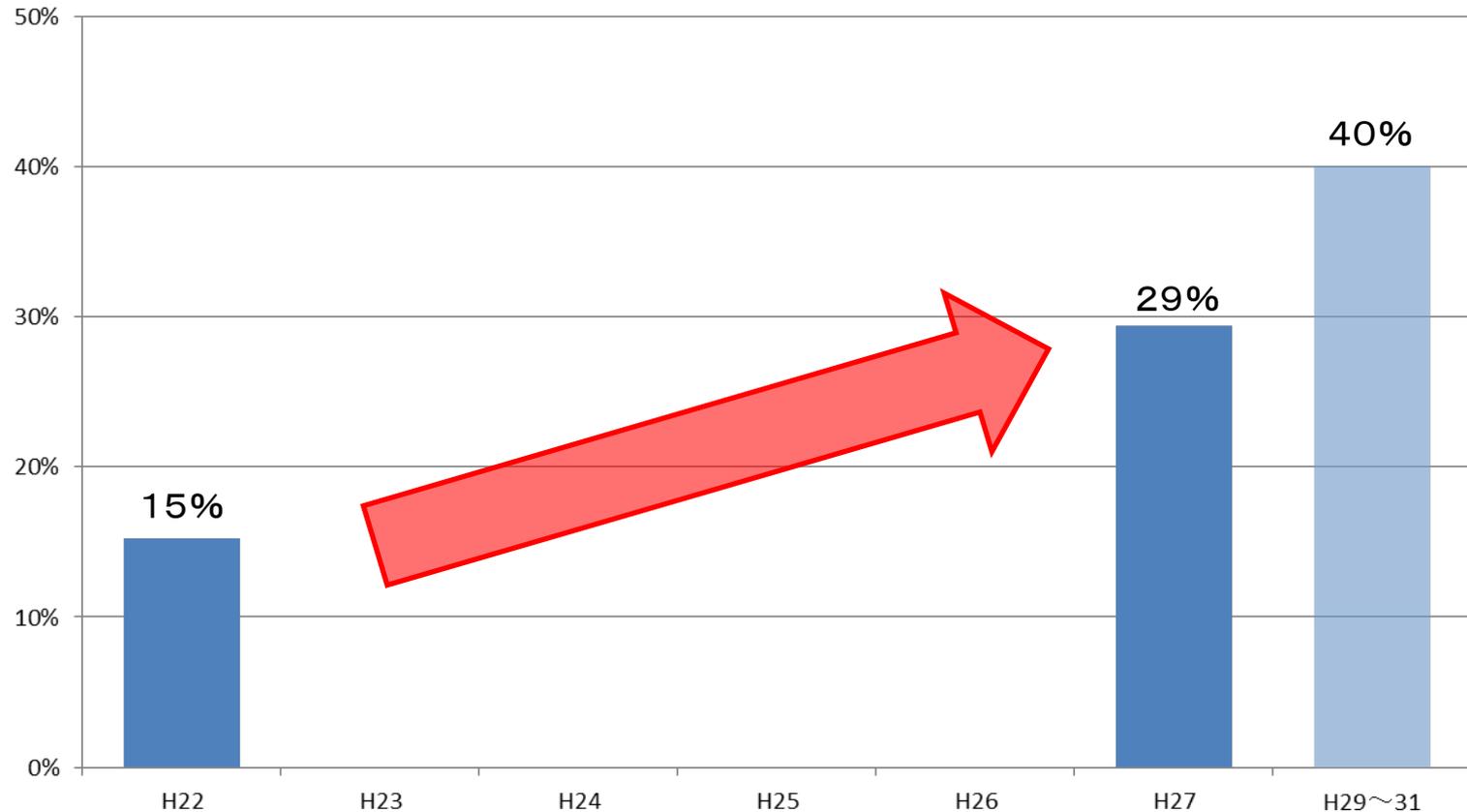
(億円)

		H29～31平均	
設備投資	28年度供給計画時点で織り込んだ効率化	▲17	▲23
	今回申請時に更に織り込んだ効率化	▲6	
その他経費	28年度供給計画時点で織り込んだ効率化	▲8	▲10
	今回申請時に更に織り込んだ効率化	▲1	
合計	28年度供給計画時点で織り込んだ効率化	▲25	▲33
	今回申請時に更に織り込んだ効率化	▲8	

【参考】競争発注の拡大

- さらなるコスト削減と取引の透明性向上を図るため、原価算定期間の資機材・役務調達競争発注比率を40%程度に拡大することを目指します。
- 具体的には、特命理由の精査やデータベースの活用などにより、競争化に向けた環境整備を行うとともに、新たな取引先を調査・開拓することで、競争発注の範囲・対象の拡大を図ります。

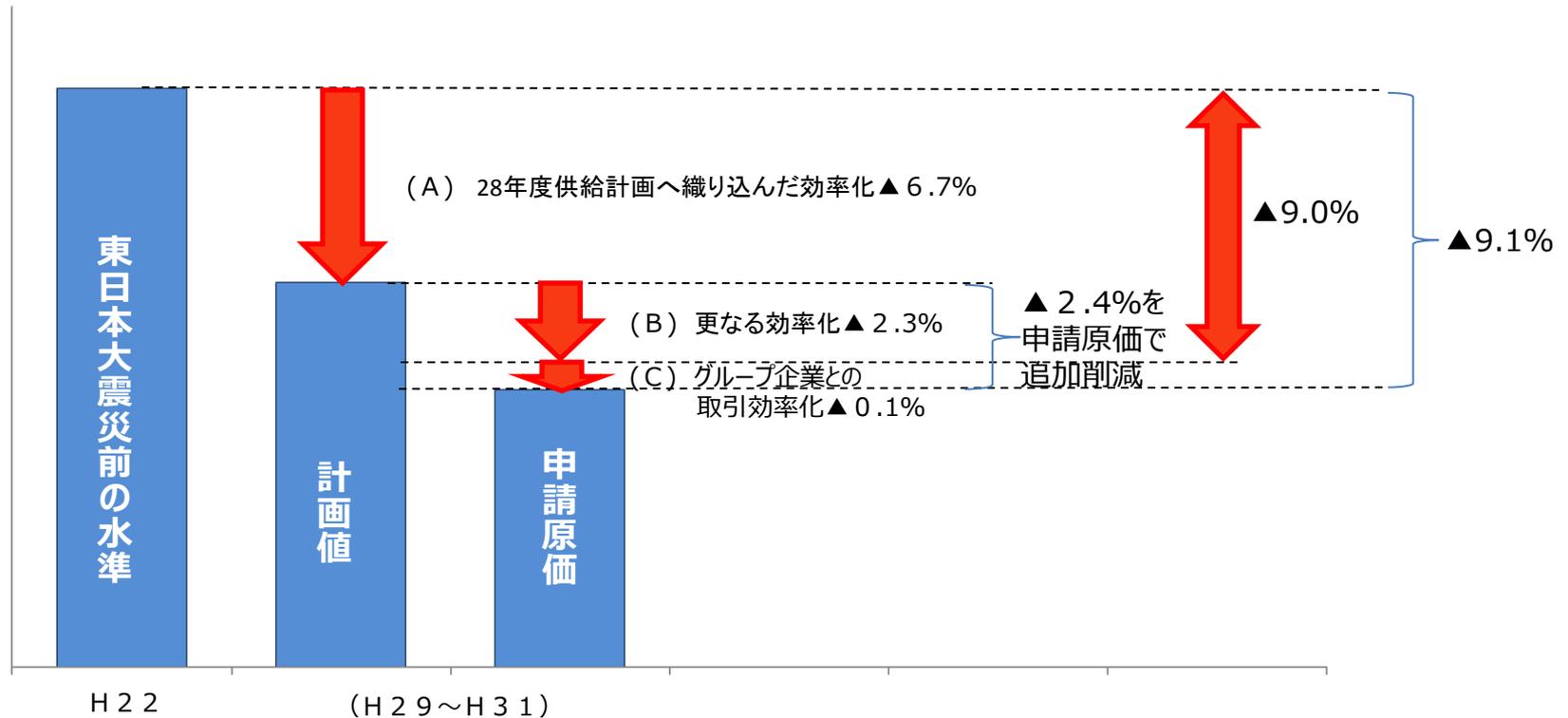
競争発注の比率【全社】



※設備投資・修繕費・その他経費（委託作業費、消耗品費など）を対象に算定

- 調達効率化については、これまでの効率化の成果や今後の効率化努力を反映し、東日本大震災前の調達価格水準から▲9%程度削減する計画としています。
(A) 28年度供給計画に織り込んだ効率化…競争入札の拡大、単価の抑制、新工法の導入など
(B) 更なる効率化…更なる競争入札の拡大、新工法の導入など
- さらにグループ企業との取引に係る効率化として▲0.1%(C)を織り込んでいます。
- 全体の取引のうち未契約分について、28年度供給計画水準から「更なる効率化分▲2.3%」と「グループ取引に係る効率化分▲0.1%」を合わせた▲2.4%を追加削減しております。

○経営効率化の反映イメージ（供給部門）



3. 託送料金原価の内訳

(1) 比較査定対象ネットワーク費用

- 比較査定対象ネットワーク費用は、新たな算定省令に基づき、原価算定期間の各事業年における導管総延長の合計を用いて算定しました。その結果、277億円を託送原価に計上しています。

◆比較査定ネットワーク費用

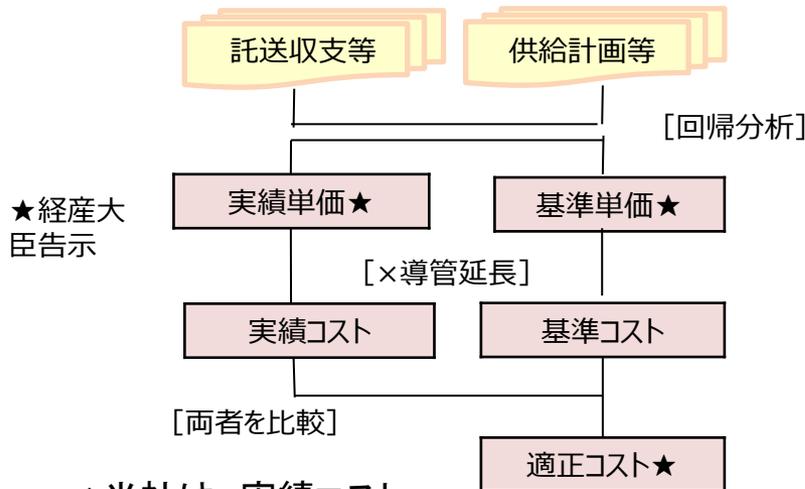
(億円)

	申請原価(A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引 (A-B)
比較査定対象ネットワーク費用	277	271	+5

(1) 比較査定対象ネットワーク費用

- 比較査定対象ネットワーク費用は、以下の算定フローに基づき算定しております。
- 当社は、実績コストが基準コストと比較して低いため、実績コストを適正コストとしております。

◆比較査定対象ネットワーク費用の算定フロー



⇒当社は、実績コストが基準コストを下回るため、実績コストを適正コストとしています。

★H27年度託送収支において、当期超過利潤累積額が発生していないため、適正コストをそのまま用いています。

(参考)H27年度当期超過利潤
累積額: ▲18億円

◆実績コスト及び基準コスト

(億円)

	実績コスト (年平均)	基準コスト (年平均)
単価※1(①)	945千円/km (実績単価※1)	1,029千円/km (基準単価※2)
導管延長の合計 (②、3カ年計)	88,096km	88,096km
コスト (③=①×②÷3カ年)	277億円(A)	302億円(B)

⇒(A) < (B)のため、実績コストを適正コストとしている。
((A ÷ B) - 1 = ▲8%)

(※1) H24年度からH26年度までの託送収支計算書を用いて算定した導管1kmあたりの単価。経済産業大臣が別に告示する値

(※2) H22年度からH26年度までの託送収支計算書を用いて算定した導管1kmあたりの単価をもとに、各一般ガス事業者の経営形態の類似性を勘案して分類したグループごとに回帰分析を行うことにより算定した単価。経済産業大臣が告示する値

(1) 比較査定対象ネットワーク費用

◆比較査定対象ネットワーク費用の内訳 (億円)

項目		申請原価 H29～31平均
比較査定対象ネットワーク費用	営業費	
	労務費	93
	電力料	0
	水道料	0
	使用ガス費	0
	消耗品費	38
	運賃	0
	旅費交通費	2
	通信費	1
	保険料	0
	賃借料	4
	委託作業費	44
	試験研究費	1
	教育費	0
	雑費	3
一般管理費	85	
合計	277	

◆導管部門に係る労務単価

導管部門に係る 労務単価(計算値)	712万円 ／人・年
----------------------	---------------

(注)本単価は、導管部門(兼務している場合は主たる所属により判断)に係る従業員の基準内賃金(基本給)、賞与、基準外賃金(家族手当等(超過労働給与額を除く))の合計額から、比較査定対象ネットワーク費用において減額された額および経営効率化控除額の合計額(労務費相当分)を控除した額を、導管部門に係る従業員数で除して計算したものの

(注)費目別の金額は、比較査定対象ネットワーク費用の総額を託送収支計算書の費目別比率で按分して算出したもの

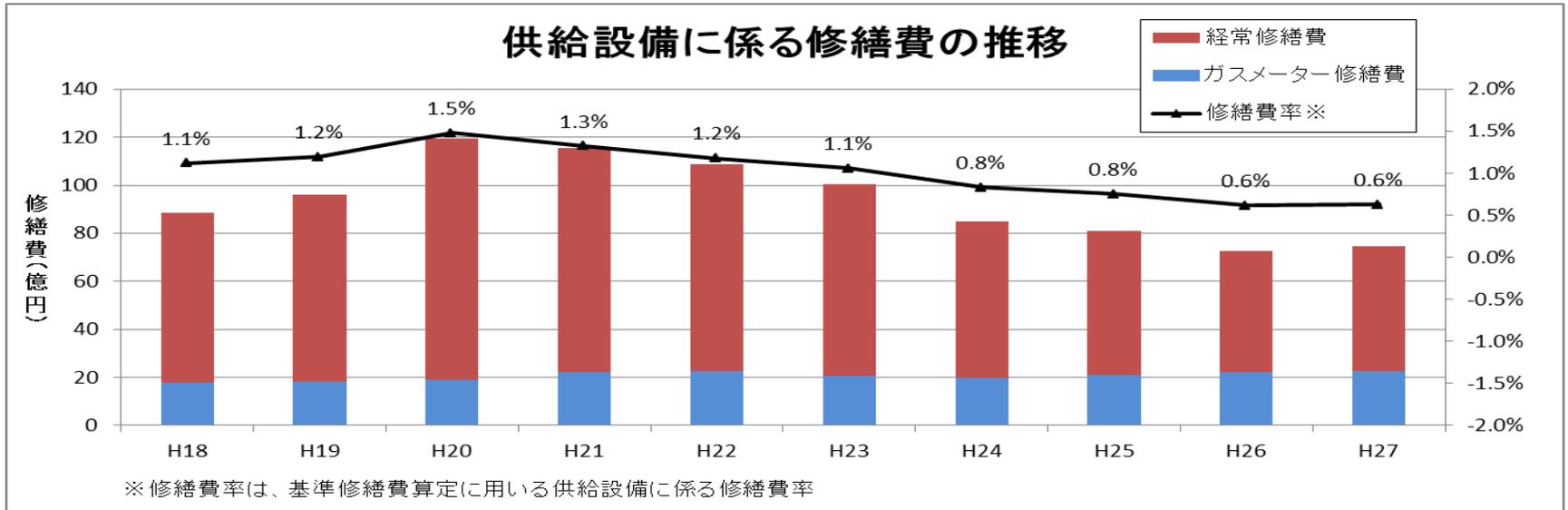
- 修繕費は、託送料金算定省令に基づき、以下の方法で算定しております。

◆算定方法

	算式
基準修繕費	<p>○基準修繕費 ＝「原価算定期間の期首帳簿原価」 ×「原価算定直前2年間の平均修繕費率」</p> <p>○平均修繕費率 ＝「原価算定直前2年間の経常修繕費」 ÷「原価算定直前2年間の期首帳簿原価」</p>
ガスメーター修繕費	<p>○ガスメーター修繕費 ＝「原価算定期間中のガスメーターの取替計画、修繕計画等に対応する数量」×「時価を基礎とする適正な単価」</p>

(2) 修繕費

- 修繕費は、経年管対策の促進による漏えい件数の削減や新補修工法導入による効率化等により、減少傾向にあります。



◆修繕費の内訳

(億円)

	申請原価 (A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引 (A-B)	備考
基準修繕費	55	64	▲9	・制度変更に伴う減(圧送機能に係る修繕費の除外)、効率化等
ガスメーター	20	25	▲5	・効率化等
合計	76	89	▲13	

(3) 減価償却費

- 減価償却費は、制度変更に伴う減や設備投資への効率化織込み等により、現行原価と比較して▲10億円の減少となりました。

◆減価償却費の内訳

(億円)

	申請原価(A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引 (A-B)	備考
建物	3	2	+0	
構築物	1	11	▲9	・制度変更に伴う減(圧送機能に係る償却の除外)、設備投資への効率化織込み等
機械装置	12	20	▲8	・制度変更に伴う減(圧送機能に係る償却の除外)、設備投資への効率化織込み等
導管・ガスメーター	230	225	+5	・導管投資の増等
車両運搬具	0	0	▲0	
工具器具備品	4	2	+2	
無形固定資産	0	0	▲0	
合計	252	262	▲10	

(4) 事業報酬

- 事業報酬は、レートベースに事業報酬率を乗じて算定しております。
- 事業報酬率は、経済産業大臣により告示された値を用いて算定しております。

◆事業報酬率

(%)

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平均
自己資本報酬率	全産業(ガス除き)平均自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	
	公社債応募者利回り等	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
	自己資本報酬率適用率	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	A 3.23
他人資本報酬率	平均有利子負債利子率							B	1.61
事業報酬率(A×35%+B×65%)									2.18

(注) 需要案件数30万戸以上の事業者の他人資本報酬率を適用

- 事業報酬は、制度変更に伴いレートベースが減少したことや、適用する事業報酬率の変更により、現行原価と比較して▲3億円の減少となりました。

◆事業報酬

(億円)

	申請原価(A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引 (A-B)	備考
レートベース①	1,680	1,818	▲138	・制度変更等に伴う減(圧送機能に係るレートベースの除外)等
事業報酬率②	2.18%	2.22%	▲0.04pt	・適用する事業報酬率の変更
事業報酬 ③=①×②	36	39	▲3	

(5) 租税課金(含む事業税)

- 租税課金は、各税法(地方税法, 法人税法等)に基づき、設備投資等の前提計画に基づき算定しております。
- その結果、現行原価と比較して▲3億円の減少となりました。

◆租税課金の内訳

(億円)

	申請原価 (A) H29~31平均	現行原価 (B) H27~29平均	差引 (A-B)	備考
事業税	9	9	▲0	・事業税率:1.3%
固定資産税・ 都市計画税	18	19	▲1	
道路占用料	27	27	▲0	
その他	0	1	▲1	
合計	55	58	▲3	

(注)その他は不動産取得税・登録免許税、印紙税

- その他経費等は、固定資産除却費の減等により、現行原価と比較して▲16億円の減少となりました。

◆ その他経費等の内訳

(億円)

	申請原価(A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引 (A-B)	備考
固定資産 除却費	29	39	▲9	・導管関連の除却費の減等
営業外 費用	0	0	▲0	
法人税等	13	12	+0	
控除項目	▲22	▲15	▲7	・事業者間精算収益の控除等
合計	20	36	▲16	

4. 制度変更の反映

(1) 制度変更の概要等

【制度変更の概要と申請原価へ反映した個別査定ネットワーク費用の金額】

(億円)

	内 容	申請原価へ 反映した金額
需給調整費	<ul style="list-style-type: none">● 同時同量制度の変更に伴い、安定供給に必要な需給調整に係る必要を託送原価へ算入	6
バイオガス調達費	<ul style="list-style-type: none">● バイオガス調達に係る費用のうち、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる部分を託送原価へ算入	0
需要調査・開拓費	<ul style="list-style-type: none">● 需要調査費：新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域における需要調査等に係る費用を託送原価へ算入● 需要開拓費：新たな都市ガス導管網を検討する地域や、過去5年間に敷設された既存の都市ガス導管網の周辺地域における需要開拓（都市ガス化提案等）に要する費用を託送原価へ算入	19

(2) 需給調整費

- 制度変更の内容を踏まえ、需給調整に係る費用(調整力コスト、振替供給コスト)を託送料金原価に反映しました。

<調整力コスト>

- ・需要のピーク期等の需要を満たすためにガス導管事業者が製造事業者等から調達する供給力にかかるコスト

$$\text{調整力コスト} = \text{適正コスト} + \text{事業報酬相当額} + \text{法人税等相当額}$$

※適正コスト: 適正単価(円/m³・時) × 原価算定期間の必要調整能力(m³/時)

<振替供給コスト>

- ・導管網のつながる供給区域内のあるエリアで製造設備を稼働増、他のエリアで稼働減を行った際、稼働減によって生じた製造設備の余力に対して支払うコスト

$$\text{振替供給単価} = \text{調整力コスト} \div \text{原価算定期間の必要調整力(m³/時)の合計}$$

$$\text{振替供給コスト} = \text{振替供給単価} \times \text{振替供給能力(m³/時)の合計}$$

◆ 需給調整に係る費用

(億円)

	申請原価(A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引 (A-B)
調整力コスト	5	—	+5
振替供給コスト	0.4	—	+0.4
合計	6	—	+6

(2) 需給調整費 ①調整力コスト

- ガス導管事業者が確保すべき調整力とは、需要のピーク期に、前日計画に比べて想定以上に需要が伸びた場合においても、当該需要を満たすために、ガス導管事業者が製造事業者から調達する供給力です。

◆算定方法

調整力コスト = 適正コスト(*) + 事業報酬相当額 + 法人税等相当額

(*)適正コスト = ①必要調整力 × ②適正単価
= 65千m³/h × 7,070円/m³(45MJ)・h ≒ 4億円

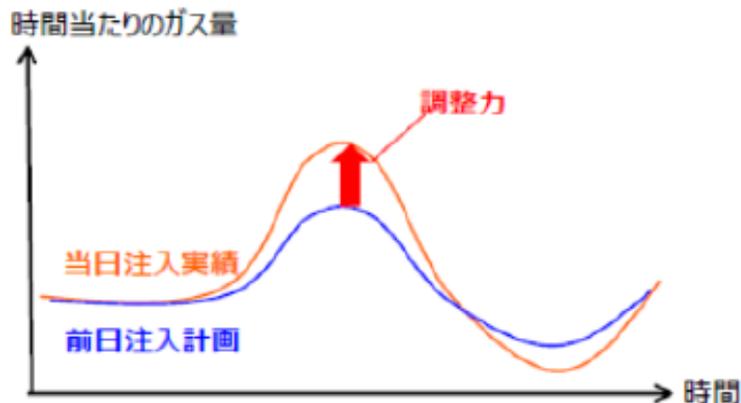
①必要調整力 (千m³/h)

原価算定期間中の年間最大3日平均の時ガス量 × 調整率(7.5%)

②適正単価

経済産業大臣が告示する「実績単価」と「基準単価」に基づき求められた「適正単価」

<調整力のイメージ>



◆調整力コストの内訳

(億円)

	申請原価 H29~31平均
適正コスト	4
事業報酬相当額	0.7
法人税等相当額	0.3
合計(=調整力コスト)	5

- 振替供給とは、ガス導管事業者の供給区域内の異なるエリアに複数の製造設備を有するガス小売事業者が行うもので、その物理的特性からガスが届く範囲には限界があるため、あるエリアで製造設備を稼働増、他のエリアで稼働減を行うものです。

◆算定方法

振替供給コスト＝①振替供給単価×②振替供給量

①振替供給単価(円/m³・h): 調整力コスト ÷ 原価算定期間の必要調整力(m³/h)の合計
= 5億円 ÷ 65千m³/h = 8,785 円/m³・h

②振替供給量(m³/h) = 5千m³/h

原価算定期間中の振替供給規模を想定(※)

(※) 当社の場合、知多地区から四日市地区に向けた振替供給量を想定。
払出しエリアについては次頁ご参照。

⇒振替供給コスト＝① 8,785 円/m³・h × ② 5千m³/h = 0.4 億円



(3) バイオガス調達費

- バイオガス調達費は、バイオガス調達に係る契約等を踏まえて算定しております。

◆ バイオガス調達費

(億円)

	申請原価(A) H29～31平均	現行原価(B) H27～29平均	差引 (A-B)
バイオガスコスト ①	0	—	+0
原料コスト ②	0	—	+0
製造コスト ③	0	—	+0
バイオガス調達費 ①-(②+③)	0	—	+0

(注)1.原料コストは、平成28年3月から5月の3月間におけるLNG及びLPGの円建て貿易統計価格の平均値に、直近の供給約款における熱量換算係数及び数量構成比を乗じて得た額。

2.製造コストは、以下の計算式により算定。

$$\frac{\{調整力コスト \div 原価算定期間の必要調整力の合計\} \times 過去3年平均のピーク時生産実績}{\div 過去3年平均の生産量 \times 原価算定期間内におけるバイオガス調達量}$$

(4) 需要調査・開拓費

- 制度変更の内容を踏まえ、想定される需要調査に係る費用および需要開拓によって増加する5年間の託送料金収入増加額の1/2を託送料金原価に反映しました。
- 需要調査費は、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域において潜在需要を調査するために必要な費用を想定し、算定しております。
- 需要開拓費は、新規物件獲得による年間開発ガス量、およびそれに伴う託送料金収入増加額を想定し、算定しております。

◆ 需要調査・開拓費

		単位	H29年度	H30年度	H31年度	申請原価 (H29～31平均)
需要調査費		億円	0.2	0.2	0.2	0.2
需要開拓費	年間開発ガス量					
	H31年度敷設導管分	百万m ³	-	-	62	21
	H30年度敷設導管分	百万m ³	-	62	18	26
	H29年度敷設導管分	百万m ³	62	18	7	29
	H28年度敷設導管分	百万m ³	18	7	4	10
	H27年度敷設導管分	百万m ³	7	4	3	5
	H26年度敷設導管分	百万m ³	4	3	-	3
	H25年度敷設導管分	百万m ³	3	-	-	1
計	百万m ³	94	94	94	94	
託送料金収入増加額		億円	7	7	7	7
原価算入限度額(増加額×5×1/2)		億円	19	19	19	19
原価算入額		億円	19	19	19	19
合計		億円	20	19	19	19

- 需要開拓費算定の基となる年間ガス開発量は、家庭用・業務用毎に過去実績を参照して算定しています。
- 需要開拓費は、年間ガス開発量に「需要開拓費を除く今回の申請原価を、想定需要量で除して得た単価」を乗じ託送料金収入増加額を求め、その5年分の1/2を原価計上しております。

◆年間ガス開発量の算定方法

$$\text{年間ガス開発量} = \text{対象件数}^{\ast 1} \times \text{1件当たり年間ガス開発量}^{\ast 2}$$

【家庭用】

※1…原価算定期間における新設件数に、需要開拓費対象比率(導管敷設後5年以内の導管に接続している新設ガスメーター実績件数/新設ガスメーター実績件数)を乗じて算出

※2…1件あたり平均ガス販売量実績(家庭用)

【業務用】

※1…過去実績を基に算定した需要開拓費対象件数

※2…1件あたり平均ガス販売量実績(業務用)

◆現行の原価区分

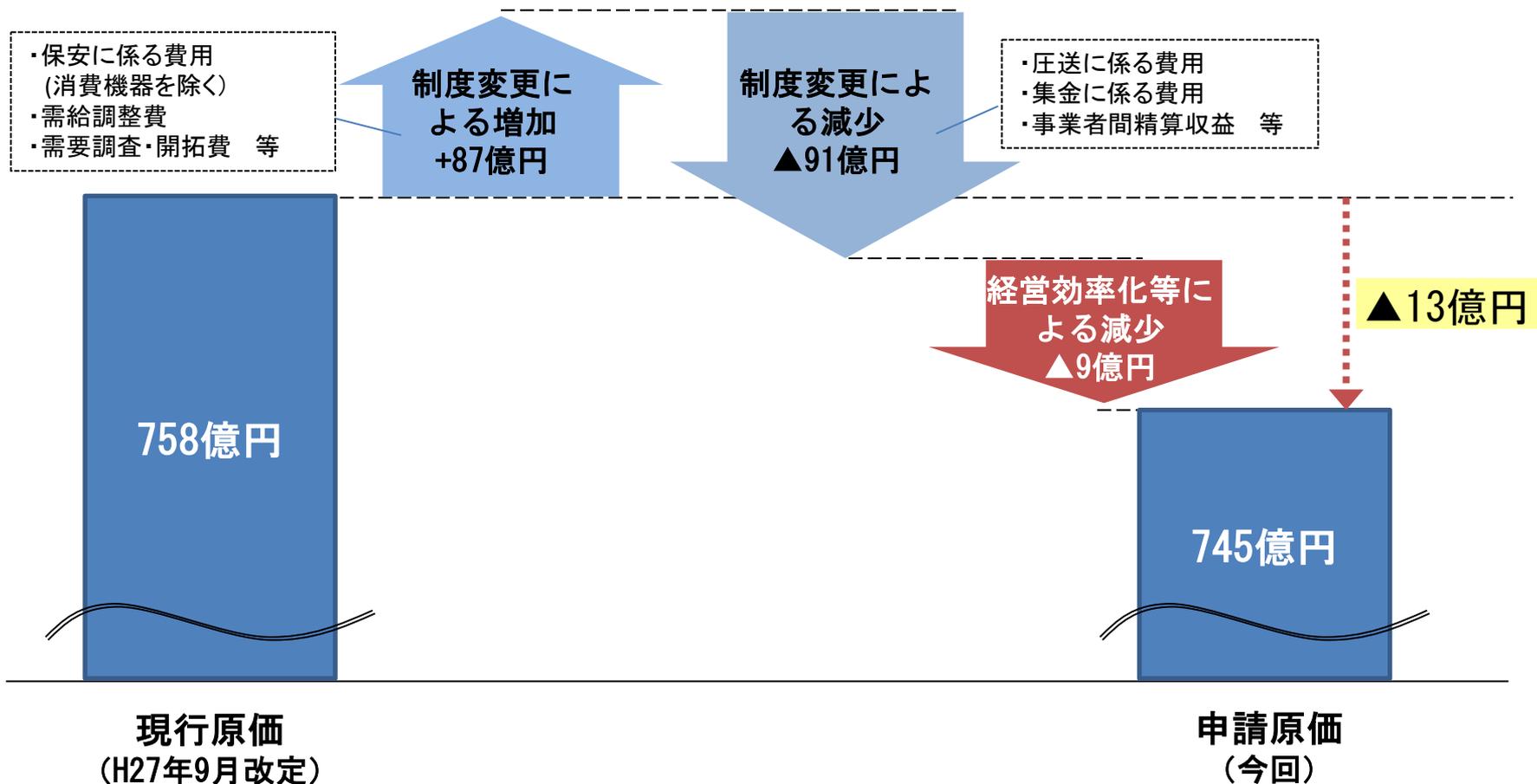
		託送	託送以外
圧送		○	
検針	指示数確認	○	
	検針票投函	○	
集金		○	
保安	緊急保安		○
	内管漏洩検査		○
	消費機器調査		○

◆制度変更後の原価区分

		託送	託送以外
圧送			○
検針	指示数確認	○	
	検針票投函		○
集金			○
保安	緊急保安	○	
	内管漏洩検査	○	
	消費機器調査		○

(注)網掛けは現行から変更となった区分

○現行原価からの変動要因イメージ



5. 託送料金体系

- ガス小売全面自由化に伴い、従来から設定している託送料金に加え、家庭用のお客さまなどを対象とした、新たな託送料金を設定しました。

種別		構成
1種	標準	2部料金(定額基本料金+従量料金)
	季節別	
2~5種	標準	3部料金(定額基本料金+流量基本料金+従量料金)
	季節別	

(注) 定額基本料金: 1ヵ月・1個別契約につき発生する料金

流量基本料金: 1ヵ月あたりの契約最大払出ガス量に応じて発生する料金

従量料金: 1ヵ月あたりの払出ガス量に応じて発生する料金

季節別: 冬期(12~3月)とその他期(4~11月)毎に従量料金単価を設定

【参考】小売料金と託送料金水準

	1か月のご使用量	ガス料金お支払額 (消費税等相当額含む)	託送料金相当額 (消費税等相当額含む)	
一般ガス供給約款	31m ³	6,704円	2,299円	1種標準 B区分
家庭用床暖房契約	74m ³	10,800円	4,350円	1種標準 C区分
家庭用燃料電池契約	99m ³	12,719円	5,515円	1種標準 C区分
業務用時間帯別契約	3,400m ³	399,982円	98,778円	2種標準

(注) ガス料金には従量料金単価調整額を含んでおりません(平成27年9月改定時の基準平均原料価格83,350円/tにて算定)。
家庭用床暖房契約は1種料金乾燥割引を適用した場合の金額。家庭用燃料電池契約は床暖乾燥割引を適用した場合の金額。
業務用時間帯別契約は契約最大使用量を25m³、契約昼間使用量を2,430m³、契約夜間使用量を1,310m³として計算した場合の金額。
実際の託送料金相当額は、経済産業大臣の認可を受けた託送料金に基づいて算定されます。

6. 託送料金単価表

(1) 託送料金単価表①

50

(税別)

		基本料金	従量料金		
			標準	季節別	
		定額 (円/件・月)	通期 (円/m ³)	冬期 (円/m ³)	その他期 (円/m ³)
1種 (標準/季節別)	A(0~20m ³)	345	64.25	-	-
			-	74.52	56.03
	B(21~50m ³)	722	45.40	-	-
			-	55.67	37.18
	C(51~100m ³)	833	43.18	-	-
			-	53.45	34.96
	D(101~250m ³)	944	42.07	-	-
			-	52.34	33.85
	E(251~500m ³)	1,204	41.03	-	-
			-	51.30	32.81
	F(501m ³ ~)	3,231	36.98	-	-
			-	47.25	28.76

(注) 冬期は12~3月、その他期は4~11月

(1) 託送料金単価表②

(税別)

	基本料金		従量料金		
			標準	季節別	
	定額 (円/件・月)	流量 (円/m ³ ・時)	通期 (円/m ³)	冬期 (円/m ³)	その他期 (円/m ³)
2種(標準/季節別)	33,400	700	9.98	-	-
			-	13.46	8.47
3種(標準/季節別)	55,000	980	4.03	-	-
			-	5.44	3.42
4種(標準/季節別)	210,000	1,000	2.07	-	-
			-	2.79	1.75
5種(標準/季節別)	280,000	1,020	1.73	-	-
			-	2.34	1.47

(注) 冬期は12～3月、その他期は4～11月

低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 : +1.95円/m³

高倍率割引適用(※)に係る従量料金単価割引額 : △0.20円/m³

(※)適用条件 : 契約年間託送供給量が契約最大払出ガス量の4,500倍以上

〔 契約年間託送供給量 : 託送供給契約で定める1年間の託送供給量
 契約最大払出ガス量 : 託送供給契約で定める1時間あたりの払出ガス量の最大値 〕